

東御市電子入札実施要綱

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務並びに製造の請負、物品の購入、業務委託及びその他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札において、電子入札を実施することに関し、東御市財務規則（平成16年東御市規則第36号。以下「規則」という。）、東御市建設工事等入札制度要綱（平成16年東御市告示第12号）、東御市建設工事等事務処理規程（平成16年東御市訓令第32号）及び東御市物品等入札業者選定規程（平成16年東御市訓令第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 建設工事等の入札業務を執行するための情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う競争入札をいう。
- (3) 紙入札 書面により行う入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行うものが発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(対象工事)

第3条 電子入札の対象となる建設工事等は、東御市建設工事請負人選定委員会又は東御市物品等入札業者選定委員会が指定するものとする。

(入札の公告等)

第4条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、電子入札により入札を実施するときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）においてその旨を指定し、規則第106条に定めるもののほか、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 電子入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (2) その他電子入札に関し必要な事項

2 前項の公告等は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、その他の方法により通知を行うことができる。

(利用者登録)

第5条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、ICカードを使用して、電子入札システムにより利用者登録をしなければならない。

- 2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じたときは、速やかに電子入札システムにより登録内容の変更を行わなければならない。

(予定価格等の登録)

第6条 入札執行者は、電子入札により入札を実施するときは、開札時に当該入札の予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 入札執行者は、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を定めたときは、開札時に当該価格を予定価格とともに電子入札システムに登録するものとする。

(入札書の提出)

第7条 入札参加者は、入札価格及びくじ番号を登録した入札書並びに工事費内訳書（以下「電子入札書」という。）を電子入札システムにより、公告等で指定した日時（以下「電子入札書受付締切日時」という。）までに提出しなければならない。

- 2 前項の規定による電子入札書の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとする。

- 3 第1項の規定により提出された電子入札書の引換え、変更又は取消しは、認めない。

(紙入札)

第8条 入札参加者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公告等に記載する期日までに、紙入札参加申請書（別記様式）を市長に提出し、紙入札参加許可通知書の交付を受けなければならない。この場合において、以降の手続きは紙により行うことができるものとする。

(1) ICカードが失効、破損等のため、ICカードの再取得の手続中の場合

(2) ICカードの登録内容変更のため、ICカードの再取得の手続中の場合

(3) 電子入札システムの通信障害等により、電子入札が困難な場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ないと市長が特に認めた場合

- 2 前項の規定により紙入札での参加が認められた者は、当該入札案件について、電子入札へ移行することはできないものとする。

- 3 第1項に定める場合において、紙入札での参加を認められた者は、東御市事後審査型一般競争入札に伴う郵便入札実施要綱第3条、第4条及び第5条の規定により入札書を提出しなければならない。ただし、公告等により郵便入札の方法を別に指定した場合はその方法に従うものとする。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、指名通知受理後に当該入札を辞退するときは、電子入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札での参加を認められた者は、紙による入札辞退届を提出することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が、電子入札書受付締切日時までに第7条に規定する電子入札書の記録が確認できなかったときは、当該入札に対する辞退があったものとみなす。

(開札)

第 10 条 入札執行者は、公告等で指定した日時及び場所において開札を行うものとする。

- 2 紙入札による入札者があるときは、紙入札書を開札し、入札書記載金額及び3桁のくじ番号を電子入札システムに登録したうえで当該入札の開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者から提出のあった入札書に電子くじ番号記載のない場合又は判読ができない場合は、入札執行者が任意の電子くじ番号に登録できるものとし、紙入札による入札者は登録された電子くじ番号について異議を申し立てることはできないものとする。

(入札の無効)

第 11 条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札に際し不正な行為があったとき。
- (2) 電子証明書を不正に使用したとき。
- (3) 開札時までに入札参加資格を失ったとき。
- (4) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方を行ったとき。

(落札者等の決定)

第 12 条 入札執行者は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札による入札者があるときその他これによることができないときは、別途通知するものとする。

- 2 落札者及び落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者及び落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第 13 条 入札執行者は、一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により必要がある場合は、落札決定を保留するものとする。この場合において、落札決定の保留について、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札による入札者があるときその他これによることができないときは、別途通知するものとする。

(災害時の対応)

第 14 条 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害その他やむを得ない事情により電子入札システムによる入札が困難と判断したときは、その原因、復旧の見込み等を調査し、電子入札書受付締切日時及び開札予定日時の変更、延長又は紙入札への変更若しくは入開札の中止等必要な措置を講ずるものとし、必要事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、東御市オフィシャルサイトに当該事項を掲載するものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告等をした入札から適用する。